

○こども家庭庁告示第一号

児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）第六条の二の三第二項の規定に基づき、児童福祉法施行規則第六条の二の三第二項の規定に基づきこども家庭庁長官の定める者の一部を改正する件を次のように定め、令和七年四月一日から適用する。

令和七年三月二十五日

こども家庭庁長官 渡辺由美子

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあつては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
児童福祉法施行規則第六条の二の三第二項の規定に基づきことも家庭庁長官の定める者は、次の各号のいずれかに該当する施設又は事業において二年以上かつ二千八百八十時間以上児童の保護、支援又は教育に従事した者とする。	児童福祉法施行規則第六条の二の三第二項の規定に基づきことも家庭庁長官の定める者は、次の各号のいずれかに該当する施設又は事業において二年以上かつ二千八百八十時間以上児童の保護、支援又は教育に従事した者とする。
『一〇四 略』 五 法第六条の三第二十三項に規定する乳児等通園支援事業	『一〇四 同上』 『号を加える。』

備考 表中の「」の記載は注記である。	六〇八 『略』 九 前号に掲げるもののほか、法第六条の三第九項から第十二項までに規定する業務又は法第三十九条第一項に規定する業務を目的とする施設であつて法第三十四条の十五第二項若しくは第三十五条第四項の認可又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号。第十二号において「認定こども園法」という。）第十七条第一項の認可を受けていないもののうち、次のいずれかに該当するもの イ・ロ 『略』 十〇十三 『略』	五〇七 『同上』 八 前号に掲げるもののほか、法第六条の三第九項から第十二項までに規定する業務又は法第三十九条第一項に規定する業務を目的とする施設であつて法第三十四条の十五第二項若しくは第三十五条第四項の認可又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号。第十一号において「認定こども園法」という。）第十七条第一項の認可を受けていないもののうち、次のいずれかに該当するもの イ・ロ 『同上』 九〇十二 『同上』
--------------------	--	---